**様式第１３号**（第19条第２項関係）

　第　　　　号

年 　月 　日

　　　　　　　　様

双葉地方水道企業団議会

議長

訂正をしない旨の決定通知書

年 　月　 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、双葉地方水道企業団議会の個人情報の保護に関する条例（令和５年条例第２号）第35条第２項の規定により、訂正をしない旨の決定をしたので、次のとおり通知します。

|  |  |
| --- | --- |
| 訂正請求に係る保有個人情報の名称等 |  |
| 訂正をしないこととした理由 |  |

　※　この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定によりこの決定があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、双葉地方水道企業団議会議長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内であっても、この決定があった日の翌日から起算して１年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から起算して６か月以内に、双葉地方水道企業団議会議長を被告として、この処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日から６か月以内であっても、決定の日から１年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。